

進出準備・研究経費等支援事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、授産活動において新規分野に進出しようとする障害福祉サービス事業所に対し、その準備・研究に係る経費を助成することで、新規分野進出を促し、売上の増加などにより工賃向上を図るため、必要な事項を定めるものとする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、工賃向上計画を策定し、かつ、県に提出している就労継続支援B型事業所（以下「事業所」という。）とする。

第3 定義

本要領において「準備・研究に係る経費」とは、事業所が授産事業を実施するに当たり新規分野に進出又は既実施事業の拡大を図るために必要となる経費とする。

第4 対象経費等

本事業の補助金額の限度額及び対象経費は以下のとおりとする。

- (1) 限度額：10万円
- (2) 対象経費：委託料、需用費、備品購入費、旅費、報償費、使用料及び賃借料

第5 補助（助成）対象事業所の選定基準

県は、以下の基準で事業所を選定する。

- (1) 準備・研究を希望する事業について、課題意識や目標が明確なこと。
- (2) 準備・研究により事業成果が具体的に見込めること。

第6 その他

県は補助金の交付後に、その成果や実績等について報告を求め、現地調査を行うことができるものとし、事業所は、この事業に係る帳簿及び証拠書類を当該事業年度の完了後5年間保存しなければならない。

- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年7月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月9日から実施し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年7月11日から実施し、令和7年4月1日から適用する。